附　則

（地方防衛局企画部地方調整課の所掌事務の特例）

第十条　［略］

2　沖縄防衛局企画部地方調整課は、第十五条第五項及び前項に規定する事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務（沖縄に関する特別行動委員会最終報告による返還等に係るものに限る。）をつかさどる。

（沖縄防衛局企画部連絡調整課の所掌事務の特例）

第十三条　沖縄防衛局企画部連絡調整課は、第十五条の三に規定する事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務（沖縄防衛局企画部地方調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（沖縄防衛局企画部周辺環境整備課の所掌事務の特例）

第十四条　沖縄防衛局企画部周辺環境整備課は、第十八条第三項に規定する事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する事務をつかさどる。

（沖縄防衛局管理部返還対策課の所掌事務の特例）

第十五条　［略］

期間	事務
令和十四年三月三十一日までの間	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第三条関係）	**別表第二**（第三条関係）
［略］	［同上］

附　則

（地方防衛局企画部地方調整課の所掌事務の特例）

第十条　［同上］

2　沖縄防衛局企画部地方調整課は、第十五条第五項及び前項に規定する事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

［条を加える。］

（沖縄防衛局企画部周辺環境整備課の所掌事務の特例）

第十三条　沖縄防衛局企画部周辺環境整備課は、第十八条第三項に規定する事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する事務をつかさどる。

（沖縄防衛局管理部返還対策課の所掌事務の特例）

第十四条　［同上］

期間	事務
令和四年三月三十一日までの間	［同上］
［同上］	［同上］